

～ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

— 独立しんぶん —

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府樹立のために

**全基地撤去 憲法前文と9条を言葉通り実行
国際災害救助隊創設を
福島判決と伊達判決を活かしましょう!**

■全国本部 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001
平山両牧師記念平和センター内
■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(事務局長)
■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp
■ホームページ : http://www.kusanone.org
■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動
全基地撤去の超党派個人加盟全国単一市民団体へ前進を!
全都道府県に都道府県本部を、市区町村に支部を、地域職場学校に班を
米軍基地をなくす草の根運動 会員拡大を! 「草の根ニュース」読者拡大を!

「米占領軍補完軍隊」(「自衛」「隊」)美化の時流に抗して

生かそう! 歴史的な判決

福島判決 49 年

「『自衛』隊は違憲」- 1973

「米占領軍の補完軍隊」である、いわゆる「自衛」隊を美化する風潮が、昨今きわめて強まっています。たとえば、沖縄県の地元紙は次のような内容を報じています。

沖縄県の地元紙の報道

本年(2022年)4月25日、那覇市議会で、自民党会派が提案した自衛隊や海上保安庁の任務遂行に感謝する決議を自民、共産などの賛成多数で可決した。無所属の会(2人)は反対した。公明(7人)、ニライ(6人)立憲民主・社大(3人)は全会一致でないことや、決議になじまないことなどを理由に退席した。

決議のタイトルは「本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務施行に対する感謝決議」。決議に宛先はないため、関係機関への手交や郵送は行わない。

決議に反対の立場で討論を立った「無所属の会」の前泊美紀氏は「私の知人も自衛隊に

おり、感謝の思いはある。しかしながら、緊急輸送は通常任務の範囲と受け止めており、決議になじまない。さらに感謝決議は全会一致で通すのが望ましい。その観点からももう少し議論を重ねるべき」

日本沖縄での有力平和市民団体である日本平和委員会の機関紙「平和新聞」(2022年6月5日号)は、沖縄県平和委員会事務局長大久保康裕さんの記事「自衛隊『感謝』に反対」を掲載しました。米軍基地をなくす草の根運動機関紙「草の根ニュース」は、127号で同記事を転載しました。改めて、事の重大性にかんがみ、次に再掲載します。

「自衛隊『感謝』に反対」

那覇市議会は4月25日、「復帰後

50年の自衛隊等による救急輸送に感

謝する決議」を自民・共産計 20 人の賛成多数で可決した。〈下線は「草の根ニュース」編集部〉退席 15 人、反対 2 人だった。

一斉に反発の声が上がった。私も失望した。理由は、急患輸送は法令上・予算上の任務にすぎず、消防庁の本来任務を民心掌握のために自衛隊に独占させていることがそもそもの問題。東日本大震災での米軍同様、オペレーションに過ぎない。自衛隊の有用性を真正面から問うたたかひの渦中にある宮古島・石垣島住民の頑張りと団結に水をさした。〈下線は、「草の根ニュース」編集部〉発案した元自衛官市議と陸自による組織的な自作自演の自画自賛のみならず、正体を隠す自衛隊の情報戦に塩を送った。全会一致が意見書採決の原則なのに多数決の既成事実を積み上げた。他所でも同決議が採択されているというというのは論外。地方自治の本旨をわきまえていない。那覇市民の民意や友好組織の認識まで同一視されかねない一などキリがない。元陸幕長の火箱芳文氏は 5 月 19 日、「反自衛隊・反米軍感情が盛ん」だった沖縄も、「不発弾処理」「急患空輸支援」などで「沖縄の陸自部隊の礎を築」いたと表明している。これらの活動は自衛隊のためというわけだ。

共産党市議団は「感謝」以外に他意はないとするが、対米従属の軍隊、侵略的軍隊、反国民的軍隊、違憲の軍隊である自衛隊にとっては他意しかない。後日、「住民感情への配慮、自衛

「対米従属の軍隊、侵略的軍隊、反国民的軍隊、違憲の軍隊である自衛隊」

「対米従属の軍隊、侵略的軍隊、反

隊の増強等に利用されかねないことを思慮すれば真摯に反省」すると表明したが、誤りとの認識はないようだ。自衛隊明記をねらう改憲機運が高められていくなかで、一番警戒すべき立場のはずだ。「自衛隊の増強に利用されかねない」どころか、そのための決議であることは明白。「思慮」ではなく、真贋（しんがん）の問題だ。屋良決議書の懸念が現実化してきたが、5 月 20 日の宮古島市議会では、共産党の上里樹議員はキッパリと反対してくれた。

さらに大久保さんは、「建議書の魂を大切に」とのキャッチフレーズをいれて「屋良建議書」を引用しています。屋良建議書は次のように述べています。

「屋良建議書の魂を大切に」

「本土政府は、沖縄への自衛隊配備を具体的に進めているようであるが、米軍基地の存在に加えて、自衛隊が配備されることは、沖縄基地の強化を図ることにほかなりません。また、米軍基地の肩代わりに自衛隊が配備されるとなれば、自衛隊の沖縄配備は、海外諸国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は増大こそすれ軽減することはないでありましょう。さらに、県民はかつての戦争体験、戦後の米軍支配の中から、戦争につながる一切のものを否定しております。したがって、ここにあらためて自衛隊の沖縄配備に対し反対の意思を表明いたします。」

国民的軍隊、違憲の軍隊である自衛

隊」ということが事実・真実です。また、米占領軍の軍事行動は、「日本沖縄」民族の尊厳と誇りにかけて絶対に許さないと1960年以來「安保」反対勢力は決意しています。

他方、「憲法9条と国民の命を守ることを両立させる」という言い方で、憲法9条こそが国民の命を守るということを事実上否定し、国民の命を守る「自衛」の最大の武器は、「自衛隊」(米占領軍補完軍隊)の「活用」だという最近の新説があります。この珍説は、さらには「自衛」のためには米占領軍の出動も容認する考え(「安保」と称する「[戦争基地]条約5条にそくして行動する」と、ある反自公の政治家の個人著書では述べられています)でもあります。

この新説と、上に述べた米占領軍補完軍隊(「自衛隊」)の現実・実態や「安保」反対勢力の決意の間には、きわめて大きなズレと落差があることに気が付かされます。

「進駐軍」と呼ばれた米軍は1945年に日本に攻め込んだときはともかく、1952年発効のサンフランシスコ講和条約以後は、在日米軍は国際法である**ポツダム宣言第12項(文末および福島判決要旨の後の別項に掲載)に反する占領軍**です。

「自衛」「隊」は米占領軍補完軍隊です。最高裁がいかに強弁しようとしても、伊達判決、福島判決が示すように、両方とも明らかに憲法違反の存在です。

日本人によって構成される対米従属の軍隊は、創立の時は、朝鮮戦争に出動して空気ができた米軍基地を守るために米占領軍によって創設されました。そして「警察予備隊」と称して、「違憲である軍隊」であることを隠してきました。次には「自衛」「隊」と称して「違憲であること」と「軍隊であること」とを覆い隠し続けています。

いまや、反自公のトップリーダーの一人である政治家までが、「自衛」「隊」という言葉に騙されて美化に加担しています。

そしてその流れで、その個人著書におい

て、入閣するかどうかは明示していませんが、野党連合政権として「基地条約第5条にそくして行動する」と米占領軍の出動まで容認するに至っているのです。

「攻め込まれたら」というあたかも日本が独立国であるかのような「米軍の占領即ち対米従属を否定する議論」が自民党と彼らによってつくられた世論の多数であるからといって、「攻め込まれたままで77年」という対米従属の事実・現実を国民に訴えることをやめることは、極めて重大な誤りです。(5万6千の米兵、197の米軍基地、首都東京上空を米軍が管理等々)

戦前99%の国民が、「大東亜戦争」という名の侵略戦争を容認し、反対する共産党などは国賊とされ、日本が誇るべき優れた若き作家小林多喜二などは、過酷な拷問のすえ殺されました。「国民の多くが間違った考えでいる」または「間違った考えでいさせられている」とき、**勇気をもって正しい真実を国民に知らせること、それが自覚的な人びとがなすべきことではないでしょうか。**

「自衛隊」の違憲性を、長沼ナイキ訴訟の福島重雄裁判長判決は、余すところなく示しています。

今年2022年9月8日は、福島判決49周年でした。来年2023年は、福島判決50周年です。「米占領軍補完軍隊」美化の、容易ならない風潮・時流に抗していくための、最良の武器の一つが、福島判決です。

「自衛隊」と称する違憲の軍隊は、沖縄戦の時の日本軍と同じであって、「沖縄戦の教訓は、軍隊は住民を守らない」という痛苦に満ちたものでした。この「命に係わる教訓」を風化させてはなりません。軍隊美化は許されません。

来年2023年を、米軍違憲の伊達判決と共に「自衛隊」と称する「米占領軍補完軍隊」は違憲であるという福島判決を生かす一年にいたしましょう。

以下は、福島判決要旨の全文です。

(ポツダム宣言 十二、前記諸目的力達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府力樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

(下線は編集部)

「自衛隊『米占領軍補完軍隊』は違憲」の福島判決

長沼訴訟 福島判決理由 要旨

長沼ナイキ訴訟（「保安林指定の解除処分取消請求事件」）判決要旨＝

昭和四十八年（1973年）九月七日、札幌地裁民事一部（福島重雄裁判長）

第一、原告らの訴えの利益

- 一、森林法が保安林制度によって保護しようとしているものはその地区住民のもつ生命、身体、財産、健康その他生活の安全等の利益であるから、この地区住民の利益は被告〔農林大臣桜内義雄 - 編集部注（下線も。以下同じ）〕の主張するようなたんなる反射的利益ではなく、まさに右森林法によって保護された利益であるといわなければならない。
- 二、また解除処分後の森林樹木の伐採跡地に構築された、いわゆる高射教育訓練の各施設、工作物を除去したならば、その跡地に植栽することにより森林性を回復することは十分可能であると認められるので、「処分の取消によって回復すべき」法律上の利益をもつ。
- 三、富士戸一号堰堤については、その設計の基礎となった一〇〇年確率日雨量資料、の不十分さ、またその設計過程における洪水の流出量の算定などにつき、かなりの疑問点が残されており、さらに砂防堰堤についての土砂流出量の計算などについても同様であって、右代替施設工事によっても、未だその洪水の危険性が完全に除去されているとはいえないので、本件保安林指定の解除処分の取消を求める原告らの訴えの利益はなお存在する。
- 四、それに加えて、右森林法を憲法の秩序のなかで位置づけたうえで、その各規定を理解するときには、憲法の基本原理である民主主義、基本的人権尊攘主義、平和主義の実現のために地域住民の「平和のうちに生存する権利」（憲法前文）、すなわち平和的生存権を保護しようとしているものと解するのが正当である。したがって、地球住民の右にいう平和的生存権が侵害され、また侵害される危険がある限り、その地域住民にはその処分の瑕疵を争う法律上の利害がある。そして高射群施設やこれに併設されるレーダー等の施設基地は、一朝有事の際にはまず相手国の攻撃の第一目標になるものと認められるから、原告らの平和的生存権は侵害される危険があり、このような侵害はいったん事が起きてからではその救済が無意味に帰する。

第二、請求原因の判断の帰序

わが国は、憲法を中心とする法治国家であるから、立法、司法、行政の三権はいずれも憲法体制、あるいは憲法秩序のなかでその権限を行使しなければならないのであって、それら三権のなかでも司法権だけが法令等の憲法適合性を最終的に判断する権限と義務をもっているのであるから、裁判所は具体的争訟事件の審理の過程で、国家権力が憲法秩序に枠を超えて行使され、それゆえに、憲法の基本原理に対する黙過することが許されていないような重大な違反の状態が発生している疑いが生じ、かつその結果、当紛争訟事件の当事者をも含めた国民の権利が侵害され、または侵害される危険があると考えられる場合において、裁判所が憲法問題以外の当事者の主張について判断することによって、その訴訟を終局させたのでは、当該事件の紛争を根本的に解決で

きないと認める場合には、憲法判断を回避するといった消極的な立場はとらず、その国家行為の憲法適合性を審理決断する義務があるといわなければならない。

第三 本件保安林指定の解除処分^の憲法第九条違反、および森林法第二六条第二項の公益性の欠如について

一、 自衛隊の司法審査の法的可能性(いわゆる統治行為論について)

(1) 被告のいう「高度の政治性」、「国家統治の基本」なる概念はいずれもきわめて内容を限定し難い不明確な概念である。

(2) 自衛隊の憲法適合性は、憲法は前文および第九条において、明確な法規範を定立しているのであって、ときの政治体制、国際情勢の変化、推移とともに二通りにも三通りにも解釈されるべき性質のものではない。裁判手続きのなかで、一定範囲で自衛隊の規範、装備、能力等その実体を明らかにすることができる程度で主張、立証が尽くされれば、国際情勢、その他諸々の状況を審理検討するまでもなく、自衛隊の合憲法条規への適合性を容易に検討できるので、司法審査の対象から除外しなければならない理由は見出すことができない。

二、憲法の平和主義と同法第九条の解釈

(1) 憲法前文の意義

憲法の基本原理の一つである平和主義はたんなるわが国が、先の第二次世界大戦に敗れ、ポツダム宣言を受託させられたという事情から受動的に、やむをえず戦争を放棄し、軍備を保持しないことにした、という消極的なものでなく、むしろ、その前文にもあるごとく、「われらとわれらの子孫のために……わが国土全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、…再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」(第一項)するにいたった積極的なものである。前文のなかからは、万が一にも、世界の国々のうち、平和を愛することのない、その公正と信義を信頼できないような国、または国家群が存在し、わが国が、その侵略の危険にさらされるといった事態が生じたときにも、わが国みずからが軍備を保持して、再度、武力をもって相闘うことを容認するような思想は、まったく見出すことはできない。

このような憲法前文での平和主義は、他の二つの基本原理である国民主権主義、および基本的人権尊重主義ともまた密接不可分に結びついている。

(2) 憲法第九条の解釈

「陸海空軍」は、通常概念で考えられる軍隊の形態であり、あえて定義づけるならば、それは「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」であるといえることができる。

本項でいっさいの「戦力」を保持しないとされる以上、軍隊、その他の戦力による自衛戦争、制裁戦争も、事実上おこなうことが不可能となった。

被告は、「外部からの不正な武力攻撃や侵略を防止するために必要最小限度の自衛力は憲法九条第二項にいう戦力にはあたらない」旨主張する。しかしながら、憲法の同条項にいう「戦力」という用語を、通常一般的に社会で用いられるのと意味を異にして憲法上独特の意味に解しなければならぬなんらの根拠を見出すことができない。かような解釈は、憲法前文の趣旨に

も、また憲法の制定の経緯にも反し、かつ交戦権放棄の条項などにも抵触するものといわなければならない。とりわけ、自衛力は戦力でない、という被告のような考え方に立つと、現在世界の各国は、いずれも自国の防衛のために必要なものとしてその軍隊ならびに軍力を保有しているのであるから、それら国々は、いずれも戦力を保持していない、という奇妙な結論に達せざるをえないのであって、結局、「戦力」という概念は、それが、自衛または制裁戦争を目的とするものであるか、あるいは、その他の不正または侵略戦争を目的とする

ものであるかにかかわらず、前記したように、その客観的性質によってきめられなければならないのである。

その交戦権の放棄は無条件絶対的である。自衛力は戦力に含まれないとして、自衛戦争を容認する被告の立場は、国際法上の交戦権もまた容認しなければ不合理であって、これらの立場は、いずれもこの交戦権の絶対放棄に抵触するものといわなければならない。

(3) 右憲法解釈の実質的な裏づけ

以上のような当裁判所の解釈はポツダム宣言、制憲議会における吉田総理、金森国務大臣の説明など憲法成立の経緯、その他の事実によっても裏づけられる。そしてこのことは、また、旧大日本帝国憲法と現行憲法の規定のあり方を対比してみても明らかである。すなわち、かつて陸海軍を擁した旧憲法は、陸海軍の指揮、編成や戦争の開始および終結に関する手続き規定などを定めていた。しかし現行憲法は、このような重要な事項に関して明文の規定を欠いていることはもちろん、それらを法律などに委任する旨の規定もまったく置いていない。

以上のような永久平和主義と戦争放棄に関する憲法の規定の制限は、とくに、今世紀に入って以来、世界の諸国がそれぞれの憲法条約において取決めた幾多の戦争の禁止や制限に関する規定の流れのなかで求めることができる。世界の潮流は、とりわけ今世紀に入ってから、それまでの一九世紀的な国家主義の一内容としての自己保存権的自衛権の概念、そしてそれにもとづく戦争行為の正当化の考え方を大きく変容させた。とくに、前記した第一次世界大戦後の不戦条約を契機として、自衛権と国家の自己保存権的色彩から脱脚させ、たんに外部からの急迫不正な侵害に対する自国を防衛する権利としてのみ国際法上容認しこれを超えるいっさいの戦争行為を禁止したのである。しかし、それにもかかわらず、その後も、いくつかの国々においてときには「自衛」の名のもとに、ときには「自衛権の行使」と称して、戦火が絶えることなく、わずか二十有余年にして、ふたたび第二次世界大戦の惨禍に世界を巻き込むに至ったことは今ここであらためて述べるまでもない。戦争行為の否認への流れは、まさに人類の歴史の赴くところといわなければならない。なるほど現在でもなお世界の各国が独立国として自衛権をもち、そしてこれにもとづいて各国独自の軍力を保持していることは現実の姿である。しかし、このような自衛権なるもの自体は、つねに本来その濫用の危険をはらんでいるものであり、歴史は幾多の濫用の事実を教えていることもまた明らかである。**わが国憲法も、前述したように、このような潮流をふまえたうえでこれを超え、これに先駆けて「恒久平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して…」「平和を維持し、専制と隷従、**

圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占め…」そして「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達することを誓い」ながら、永遠平和主義、戦争放棄の道をえらんだのである。

(4) 自衛権と軍事力によらない自衛行動

いっさいの戦力および軍備をもつことを禁止したとしても、このことは、わが国が、独立の主権国として、その固有の自衛権自体までも放棄したものと解すべきでない」(昭和三四年一二月一六日付最高裁判所判決参照)。しかし、自衛権を保有し、これを行使することは、ただちに軍事力による自衛に直結しなければならないものではない。

国家安全保障は、その国の国内の政治、経済、社会の諸問題や、外交、国際情勢といった国際問題と無関係であるはずがなく、むしろこれらの諸問題の総合的な視野に立ってはじめでその目的を達成できるものである。そして、一国の安全保障がされるなによりも重要な基礎は、その国の一人一人が、確固とした平和への決意とともに、国の平和問題を正しく認識、理解し、たえず独善と偏狭を排して近隣諸国の公正と信義を信頼しつつ、社会体制の異同を考えて、これらと友好を保ち、そして、前記した国内、国際諸問題を考慮しながら、安全保障の方法を正しく判断して、国民全体が相協力していくこと以外にありえないことは多言を要しない。このような立場に立つとき、国の安全保障の手段として、軍事力だけが唯一必要不可欠なものであるかのような、一面的な考え方をめぐり去ることができるのであって、わが国の憲法も、このような理念に立脚する。非軍事的な自衛抵抗には数多くの方法があることも認めることができ、将来ともその時代、その状況に応じて国民の英知と努力によってよりいっそう数多くの種類と方法が見出されていくべきものである。

このように、自衛権の行使方法が数多くあり、そして、国家がその基本方針としてなにを選択するかは、まったく主権者の決定にゆだねられているのもであって、このなかにあって日本国民は、憲法において全世界に先駆けていっさいの軍事力を放棄して、永遠平和主義を国の基本方針として定立したのである。

三、自衛隊の規模、装備、能力

- (1) 警察予備隊の発足から保安隊、自衛隊への発達
- (2) 自衛隊の組織、構成、行動
- (3) 自衛隊の装備、軍事能力、演習訓練

自衛隊法第八七条は、「自衛隊はその任務の遂行に必要な武器を保有することができる」と規定しているのみで、その「必要な武器」の内容、たとえばその種類、数量、性能などは明らかでない。それで、本件口頭弁論に提出された証拠から認められる限度で、その装備、軍事能力およびその演習訓練をみとめることにする。

(略)

陸上自衛隊での訓練は、日毎におこなわれているが、その代表的なものに昭和四六年〔1971年〕八月二三日から二六日にかけて北海道でおこなわれたヘリポート演習と、同四四年〔1969年〕一〇月上旬東富士演習場でおこなわれた治安訓練を掲げる。

ヘリポート作戦は、とくにゲリラ戦に有効といわれ、かつてフランス軍のアルジェリア戦で、また近くは米軍のベトナム戦争で多く用いられたものであるが、これは、たんなる訓練とは異なり、一国の基本的な防衛戦略を基礎として計画実施され、有事になればそのまま実戦にも利用されるものであって、一回限りの局地戦闘訓練や軍事技術の習得を目的とするというものとしてみるべきものではなく、昭和四二年〔1967年〕の陸上自衛隊北部方面隊のいわゆる「菊演習」などとその規定を同じくし、その規模、内容を順次充実、進展させたものである。

東富士演習場でおこなわれた治安行動訓練は、重要拠点であるビルを約三〇〇人のヘルメット、角材で身を固めた暴徒が占拠したとの想定にたつて、陸上自衛隊一師団の砲兵連隊を中心とした二一〇人が出動してその排除にあたるというものであった。

海上自衛隊の目標とするところは、わが国本土近海のみでなく、沖縄、南西諸島、小笠原諸島、南鳥島をも含む海域で制海権を確保することにあり、主として、対潜水艦作戦が中心とされて宇いる。

対潜作戦訓練は、昭和三四年以来同四六年まで、毎年一、二回米海軍との間で合同しておこなわれている。それらに参加する艦艇、航空機なども、次第に航続距離の長い大型艦艇が増加し、その搭載兵器も逐次新鋭化、高性能化し、また演習海域もわが国の沿岸地域から、逐次日本海中央海域に、また西太平洋海域にと極東海域全般に拡大され、その海域において、あるいは海上自衛隊独自で、また、米海軍と共同で、潜水艦、航空機、水上艦艇作戦遂行の能力を強化し、あわせて、同海域での海上交通を確保して海上優勢を確立することを目指しているものといえる。

航空自衛隊の保有する航空機の機数は約九六〇機である。第二次防から第三次防にかけて、バッジシステムを導入、配備し、四五年より軍用優勢に入ったが、これは、たんにわが国の防空、防衛機能のみのものとはいえない。

わが国の防衛組織は、従来、まずレーダーによる警戒管制処置が侵入機を発見して、つづいてF104Jを中心とする要撃戦闘機が緊急発進して防空体制に入っていたのであるが、ナイキJの導入により、その射程距離である一三〇キロメートル前方において侵入機に対する有効な防衛線をひくことが可能となり、それにより、要撃戦闘機は、当然にナイキJの防衛線の外側において防衛をおこなう方が効率的となるので、同機の主体は、これまでのF4EJファントム戦闘機に逐次切り替えられている。その結果、第三次防における純然たる要撃戦闘機F104Jによる迎撃態勢は、第四次防では遥か公海上でおこなわれることになる。しかもバッジシステムは、攻撃用手段としても機能できることも考え合わせるとき、外国に対する万一の先制攻撃も不可能なこととはいい切れない。

航空自衛隊は海上自衛隊との共同訓練として、昭和四三年度二〇数回、同四四年度約四〇回、同四五年度三〇数回と、また毎年一回バッジシステム、ECM、ECCMなどを使った総合演習、

対地支援演習などをおこなっている。また、初の総合演習である昭和四四年の「やまと一号作戦」、同四 いわゆる「三矢研究」では、朝鮮半島において武力衝突が発生したとの想定のもとに、これに伴う、わが国の防衛のための自衛隊の運用などに関して研究がされている。当時の統合幕僚会議事務局長田中義男も、この三矢研究は、わが国将来の防衛計画に影響を与えるものとして考えられていた、と述べており、「統合年度防衛整備計画」とまったく無関係な、架空な研究討論としてみることはできない。

第四次防は調和に留意するとする。その防衛力の基本構想と「わが国周辺における航空優勢、制海を確保しつつ被害の局限、侵略の早期排除に努める」とし、総予算は五兆二、〇〇〇億円が見込まれ各自衛隊の個別的装備内容は以下のようなになる。(略)

わが国の防衛予算と諸外国の軍事費とを比較すると各年平均、第一次防は一五一〇億円、第二次防は二三〇〇億、第三次防は、四六八〇億円、第五次防は一兆〇四〇〇億円となり、第二次防以降その防衛予算額は各自防ごとに倍加されて増大していることになる。右のような防衛予算の伸び率は、現存世界の諸外国においてもその例を見ないものである。

第四 自衛隊の対米軍関係

昭和三五年の安保条約第三条は、わが国に対する武力攻撃に対処して自衛隊と米軍との共同行動をとることを規定している。

昭和四三年の松前・バーンズ協定では、航空総隊と米第五空軍が共同して日本の防空にあたる旨が規定されている。

証人内田一臣の証言によると、**海上自衛隊と米海軍との共同訓練の際の使用語はいずれも米語であり、自衛艦隊の護衛艦などには米語のニックネームが付され、その作戦方法のいくつかは米語のまま海上自衛隊内でも使用されていることが認められ、証人源田実、緒方、植村によれば、米第五空軍司令部と自衛隊の航空司令部はいずれも同じ府中市にある同一敷地内にあり、航空総司令部にある戦闘指揮所には米軍要員も入っており、航空自衛隊と第五空軍との間には幕僚以下の各種の連絡機関があって随時接触交渉がもたれていること、証人中村龍平の尋問からは、陸上自衛隊でも必要に応じて随時米軍と接触連絡をとっている**こと、が認められる。

元航空自衛隊幕僚長源田実は、つぎのようにのべている。**「日本にいるアメリカ軍の飛行機は大部分というのは全部攻撃なのです。全面戦というものが起きた場合に日本が果たす役割というもの、日本列島に展開された航空基地なりこういうものはアメリカ軍が反撃し攻撃する場合には、これを誘導するために実に大きな役割を持っております。その次に考えられるのは国土の防衛であります、これは、はるかにそれに付随したものであるわけであり、**

第五 自衛隊およびその関係法規の違憲性並びに本件保安林指定の解除処分の森林法第二六条第二項にいう公益性の欠如

以上認定した自衛隊の編成、規模、装備、能力からすると、自衛隊は明らかに「外敵に対する

実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」と認められるので、軍隊であり、それゆえに陸、海、空、各自衛隊は、憲法第九条第二項によってその保持を禁ぜられている「陸海空軍」という「戦力」に該当するものといわなければならない。そしてこのような各自衛隊の組織、編成、装備、行動などを規定している防衛庁設置法、自衛隊法、その他、これに関する法規は、いずれも同様に憲法の右条項に違反し、憲法第九八条によりその効力を有しえないものである。

森林法第二三章二項にいう「公益上の理由」があるというためには、解除の目的が憲法を頂点とする法体系上価値を認められるものでなければならないから、自衛隊の存在およびこれを規定する関連法規が憲法に違反するものである以上、自衛隊の防衛に関する施設を設置するという目的は森林法の右条項にいう公益性をもつことはできないものである。（おわり）

（「赤旗」1973年9月4日付け）

（ポツダム宣言 十二、前記諸目的力達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府力樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ）

「米軍は違憲」の歴史的名判決 砂川事件の第1審判決（伊達判決）から

〔年月日〕 1959年3月30日

主文 本件各公訴事実につき、被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。

理由 （略）

日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするも

のであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文第一段）しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第二段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第二段）とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつ

てわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものだといわなければならない。従つて憲法第九条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

(中略) 従つてわが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容した

わが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意味の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを防げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当す

るものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。(下線は引用者による)

よつて、被告人等に対する各公訴事實は起訴状に明示せられた訴因としては罪とならないものであるから、刑事訴訟法第三百三十六条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決する。(裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎)

日本で唯一の全基地マップ

学びましょう！普及しましょう！普及運動にご参加を 1枚のマップ普及が、対米独立・主権回復へ歴史を動かします

日本沖縄で唯一の基地マップを、ご家族に、友人に、知人に、日本国民に、普及して頂けません1人でも多くの「日本沖縄」国民に、基地マップを見て頂くだけで、「基地なくす力」を、一歩つよめます

なぜなら外国軍隊の基地(197)と兵力(5万6千人)が、これほど多い国は、世界でも「日本沖縄」国だけであり、沖縄県だけでなく日本全土が基地に覆われていること「全土米軍基地方式」の惨状を国民に知って頂くことになりますから！



対米独立のために全基地撤去の目標を堅持することが大事だと思います 全日本の基地数は197(ウィキペディア)で、131(防衛省)は創作で間違いです。(草の根運動事務局で受付中 1枚200円 10枚千円)

1枚1500円 送料500円

好評!全基地撤去の幟旗

事務所に、室内に、家庭に、お庭に、すべての会議に、集会にそして、パレードに！

ロシアの国連憲章に違反するウクライナ侵略に強く抗議し、即時停戦撤退を要求します！

市民と兵士の命と生活・財産を守るため、ロシア・ウクライナ両国が急ぎ即時停戦し、核戦争を防ぎ、

両国の交渉、ウクライナの非核・中立化、ロシア軍の即時撤退実現を！

(草の根運動は、「ウクライナに関する声明」をホームページと本号に発表しています)



「やはり壮大な国民運動が必要」

『非戦の国防論 - 憲法9条を活かした安全保障戦略』の著者

ごうだ 合田寅彦さんの 草の根編集部への手紙

このほど『非戦の国防論 - 憲法9条を活かした安全保障戦略』の著者合田寅彦さんから、草の根編集部へ次のようなお手紙を頂きました。

冠省

“草の根ニュース”拝読しました。拙書が一面に！ 恐縮しております。何かお役に立てば嬉しいです。拙書「非戦の国防論」の177頁のような運動は考えられませんか。私自身は高齢で何も動けませんけれど。カンパは郵貯で送りいたします。 草々

合田寅彦 草の根ニュース編集部御中

(アメリカがまったく実行してこなかった「安保」と称する基地条約第1条の次に「草の根ニュース」編集部注)

次に、日米安全保障条約第10条。

第10条 この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締結国も、他方の締結国に対してこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われて後一年で終了する。

歴史的に見て、第一条の主旨に反した行為を続けてきたアメリカと手を切るのは当然であり、しかも私たちはすでに独自の平和的な戦略を獲得しているので、この第10条を実行に移せばいいわけです。

「アメリカさん、どうもご苦労様でした。これからは“丸腰”で世界平和に貢献したいので、どうかお引き取りください」と通告することでしょう。

つまり、武器を全て放棄するのですから、当然ながら米軍基地も自衛隊の駐屯地も民間などに返還されることとなります。

それではどういうプロセスで可能かと言えば、衆議院と参議院で安保条約破棄を決議すればいいわけです。

今の自民政権はアメリカべったりですから、彼らの主導でそれが可能だとは到底思えません。やはり壮大な国民運動が必要なのかも知れません。 (下線は編集部)

若者とお年寄りが一緒に「米軍基地をなくす全国行脚」などが考えられないことはありません。全国に「九条の会」が7500ほどあると言いますから、互いに連携し合って行脚隊を各町村で受け容れ、公民館などで地元住民と交流するなど考えられます。映像やパネルや印刷物を持って。

宿泊と食事とガソリン代に行く先々の有志が全国行脚隊にカンパするのです。行脚隊が全国各地に生まれれば、それが立派な国民運動になることでしょう。

米軍基地撤廃を

問題は、日本国内の世論が仮に米軍基地の撤廃に傾いたとして、はたしてアメリカがすんなりそれに同調するかどうかです。政府要人の誰かが新しく沸き起った世論の動きに同調すると見れば、おそらくアメリカは黙っていないはずです。

ですから、文字どおりの国民の広汎な平和運動のなかで米軍基地撤廃を時の政府にやらせることが必要でしょう。

会員の声

官林裕治さま（川崎市）

戦争しないためには基地をなくすことだと
思います

櫻井淳司さま（福島県）

福島に住人が会員の中に外にいれば、支部
をつくりたいと思います、何人かいますか？
7人います

吉川 ひろしさま（岡山市）

このところ事情があつてゲルピンにより最
小限の送金をします

水戸順子さま（さいたま市）

会費2022・8月～2025・7月分、
3年分です。

匿名氏（京都市）

拝啓 残暑の候、ますますご清祥のことと
お喜び申し上げます。突然のお手紙を失礼致
します。私は新潟県出身で、現在京都に在
住している36歳の男性です。今は平和につ
いての仕事ができないかと考えております。

和田隆子さま（杉並区 第9条の会・オーバ
ー東京）

Overby 精神に燃える花岡しげる氏を応援し
ていただき、ありがとうございます。早速ニ
ュースをお送りいただきありがとうございます。
しました。

西橋直行さま（久喜市）

御健康で御活躍を祈ります。

散
歩

あ・け・み

朝の出勤でにぎわう道

保育園にでも行くのだろうか

父親の大きな両手に包まれた

兄と妹の小さな手

小さな足は父親の大きな歩幅に

引っ張られるように

おっと 小さな足が

つまずいた

父親の手は素早く

兄の手を引き上げる

しばらくは

繰り返されるであろう

朝の風景

幼い兄妹のころのなかに

年を経た未来に

どんな風景として

立ち現れるのだろうか

とうに過ぎてしまった子供のころ

とうに過ぎてしまった子育てのころ

いと美しい風景に出会った

【補足再録】沖縄県の基地つき復帰 50年

基地(「安保」)条約への復帰でなく、日本国憲法への「**真の復帰**」へ向けて、新しい闘いスタートへ

「急迫不正の主権侵害」は、「今」起こっています。辺野古新基地建設強行、日本が(特に沖縄) 197の基地と5万6千の兵力の米占領軍によって侵害されています。中国や朝鮮にいつか侵害されることではなく、「敵は、いま、国内にあり」です。対米独立こそ今必要。「米軍の掌握と指揮のもとにある」(共産党綱領)「自衛隊活用」とは戦争のことです。

より深刻なことは、日本沖縄国民がその意識まで占領されており、自国の占領と「解釈壊憲」に気づいていないことです。今回の参議院選挙で明文壊憲勢力が、壊憲の国会発議に必要な3分の2以上の議席を確保しました。

今後3年間は、日本沖縄の、ひいては世界の歴史を左右する日本国憲法をめぐる重大な闘いの日々になります。

壊憲は、明文壊憲も解釈壊憲も阻止しなければなりません。両方とも本質的に「壊憲」だからです。明文壊憲を阻止することは非常に重要ですが、明文壊憲を阻止するためにも、解釈壊憲を阻止することが非常に重要になっています。

米占領軍の撤退、米占領軍補完軍隊の解散と国際災害救助隊への改編は、壊憲阻止・憲法実現の活動の最も重要な内容になっています。

カヌーチーム千葉さんの国賠訴訟

温かいご支援を！

辺野古新基地を阻止するため、身の危険も顧みず、カヌーを動かして、平和的な阻止行動を展開していた、千葉さんに、海上保安庁の船が、故意に衝突して、重傷を負わせました。この行為に対して、千葉さんは、国家賠償訴訟を起こしています。

全国のみなさまのカンパによるご支援を、心からおねがいたします。

ケネディ米司法長官へ公開質問状を執筆 早大大隈講堂で自治会委員長が質問

対米独立運動の歴史の中で（2）

平山 基生（草の根運動共同代表・事務局長）

（2022年10月10日記）

本年〔2022年〕年春ごろのことでした。

福島在住の学生時代からの知人が、珍しく電話をかけてきました。それは、現在は別性を名乗っている立谷君（1962年当時早大第一政経学部学友会委員長）からでした。

彼によれば、アメリカのある女性研究者（アメリカ、ニューハンプシャー州のダートマス大学ジェニファー・リンド教授）から、以前、彼のところに問い合わせの連絡があり、1962年の米国司法長官ロバート・ケネディ氏の早大訪問の時の事件について聞きたいということでした。

その問い合わせに対して、文末の別項のような文章を書いて提供した、ということです。その中で、彼は、6項目のロバート・ケネディ氏への公開質問状について、「6項目にわたる公開質問状は一晩で書き上げました」と書いたことを告げ、彼の妻から、「それはあなたが書いたのではなくて、平山さんが書いたのじゃないですか」といわれたと告げました。それは、確かに一定の苦勞をして、私が書き上げたものでした。

私は、学生時代からの知人立谷君が誠実に直接私に、そのような彼の行為を伝えてくれた正直と勇気を高く

評価するものです。なかなかこれは普通できにくいことですから。さすがです。

当時の学生自治会運動の状況は、いわゆるブンドをふくむ「新左翼」が多くの大学で指導権を握っている状況でした。私は、東大文学部東洋史学科に留年して活動していた、学生運動のリーダーでした。当時自民党から国会に提出された「政治的暴力防止法案」反対署名を集めた、昭和女子大の学生2人を退学処分にした大学当局に、処分撤回を求めて、「昭和女子大不当処分撤回を求める会」をつくり活動していました。この運動を基礎に、各大学の学生自治会の民青系（民主青年同盟系）学生は、自治会の指導権を取り返しつつありました。私が在学していた東大文学部の学生自治会学友会も「新左翼系」から指導権を取り返していました。

そういう経緯もあって、民青系自治会が中心になり、「安保反対、平和と民主主義を守る東京学生共闘会議」

（平民学共）を結成し、私はその代表委員になりました。

そういう立場にあった私は、ロバート・ケネディ米司法長官が来日し学生との面会を希望している、との報道に接しました。

当時、私は「基地条約に反対し基地をなくすことを掲げる政党」の東京都委員会統一戦線部長で青年学生を担当し後に衆議院議員になりましたが後援会の海水浴中に事故で亡くなった津金祐近さんの援助も受けていました。古い木造の同党の事務所で、同党機関紙も資料として参考にしながら、休日の事務所でこの公開状を書き上げたことを覚えています。

ケネディ氏の早稲田大学訪問の前日までに、あかつき印刷へ発注し、ケネディ氏が早稲田大学を訪問する前までに各大学に配布しました。配布は同党千代田地区の青年学生部長が担当してくれました。

当日、立谷君が早大大隈講堂の壇上で、この公開質問状を第1項から読み上げ始めました。しかし、騒然となり、それ以上続けられませんでした。大隈講堂での一件が終わったとき、講堂前の石段にのぼり、学生たちに、私は私が書いた公開質問状を読み上げたことをよく覚えています。(公開質問状は別項に掲載—「草の根ニュース」編集部)

わたしは、この時に書いた文章の通りを生涯の仕事として貫くことができていることを、心から感謝します。志はいまだ達成できていませんし、逆流も厳しいものがありますが、滔々と流れる世界歴史の流れは必ず自己を貫徹し、「日本沖縄」民族は独立中立、憲法実現を達成し、世界の恒久平和へ貢献するであります。

以下に、当時の状況を知るために参考として、[「ケネディ氏訪日についてのリンド教授との交換メール」](#)で

検索できるホームページから、立谷君が書いた文章を次に掲載します。

立谷君のケネディ事件回想

47年前の今日、1962年2月6日は私にとって生涯忘れることのできない日です。1月末から2月初旬にかけては、大学生にとって期末試験の真っ最中であり、日頃はサークルだ、学生運動だ、デートだと遊び呆けている(?)学生も、この時期ばかりは勉強のマネゴトをしたものです。特に当時の一流企業といわれる会社は、3年までの成績だけで書類選考をしていたので、皆必死でした。「優」の数が25科目以上というのが、選別ラインとされていたので、2年までの成績が振るわなかった学生にとっては文字通り、「一流大会社」に入れるか否かを決める「一生一度」の学年末試験だったわけです。

そんな多忙(?)な日々を過ごしていた1月下旬のある日、学内の各教室のドアに「R・ケネディ氏講演と討論会」の案内ポスターが一斉に張り出されました。試験勉強に集中していた自分にとっては、何か「?」という感じを受けるポスターでした。「日本の青年学徒に訴う」来聴歓迎・・・日本における唯一回の公開講演です・・・という大げさな表現に何か違和感を覚えると同時に、当局側のアセリとオゴリを感じました。

私はその頃、早稲田大学第一政治経済学部学友会(学生自治会)の委員長をしていました。「60年安保」という大きな高揚期が終わり、学生運動も

潮が引くような衰退期を迎えていたときでした。

日米安保条約の改定に米当局の「アジアへの軍事的進出」の意図を強く感じ、岸内閣の「戦前体制への復帰」の姿勢に危機感を抱いた、少なからぬ国民は、日本歴史上初の大衆運動、国民運動を展開しました。岸内閣を退陣させ、その後の米当局の「アジアへの軍事的進出」路線に大きな「制約」を与える「民衆運動」でした。

そんな国民大運動も終わり、日本の学生運動も停滞期、衰退期にあった時期をねらって、米国大統領ジョン・F・ケネディ氏の実弟である司法長官ロバート・ケネディ氏が日本に乗り込んできた。そんなふうに私は受けとめました。しかも、日本の学生運動の拠点の一つである早稲田大学に出向いて、学生との公開討論に応ずるという「大胆な意図」も感じました。

開拓者魂を受けつぎ、「フロンティア・スピリッツ」を最高の規範とするアメリカの「建国の精神」「アメリカ民主主義」を携えて来日し、早大で学生との公開討論を強く希望したというR・ケネディ氏の意気込みに何か「感じるもの」が私にはありました。当面の試験勉強は最小限に抑え、R・ケネディ司法長官の学生との公開討論に「しっかりと」応ずるのが学友会委員長としての私の使命ではないかと「腹をくくり」ました。

R・ケネディ氏が学生との公開討論会を希望しているのであれば、学生側

は「公開質問状」を事前に準備し、広く都内の学生にも討論会への参加を呼びかけようということが、学友会内部の打ち合わせで決定されました。

6項目にわたる公開質問状は一晩で書き上げました。

<http://www10.plala.or.jp/tika-infre/situmonj.htm>)

前文では、アメリカ合衆国の建国の歴史から学び、英国との独立戦争を経て勝ち取った「自由」と「独立」の精神をたたえるとともに、以下の6項目の事項を質す内容です。

- ① 沖縄県民の祖国復帰の願いは、すべての日本国民の願いです。この一致した切実な声に対して、率直に回答されたい。
- ② 「わだつみの悲劇」をくりかえさないためにも、日本国憲法第9条の立場からも日米安保条約の破棄と貴国軍隊の本国引き上げが求められています。日本の「中立化と完全な独立」について、あなたはいかなる考えをお持ちおられますか。
- ③ 米政府は「アメリカ共産党とその同調団体を外国の手先として登録を強制し、登録を拒否する者に対して1日1万ドルの罰金を課す」と決定したと報道されています。「信念を処罰する」ことを禁じた米国憲法の理念からいっても、多くの批判があなたに集中しています。この問題の最高責任者である司法長官としてこの批判に答えていただきたい。

④ 公式の席上で、「西ベルリンの自由を守るためには核戦争も辞せず」と発言されていますが、現在の核戦争が人類になにをもたらすかを十分承知の上で、十分考えた上での発言なのでありましょうか。

⑤ ケネディ政権は、CIAを使いキューバ人民共和国に対する武力干渉を行ったことは世界周知の事実です。米国政府は、他国がその住民の意思に基づいてさまざまな政治制度に基づく国家を建設することに同意できないのでありましょうか。

⑥ UPI通信は「南ベトナムでの戦闘にアメリカ正規軍が、直接参加している」ことを報じています。これがもし事実であるならば、米政府は民族解放闘争に公然と干渉する方針を決定しているのでありましょうか。これは、諸国民の独立を保障したアメリカ独立宣言といかなる関係にあるのでしょうか。あなたの責任ある回答を求めます。

1962年2月6日

アメリカ合衆国司法長官 ロバート・ケネディ殿

公開質問状を書くにあたり、心に留めたことが二つあります。

一つは、「事実をならべて、道理を説く」という姿勢を貫くということです。二つ目は、米政府の実力No.2といわれるR・ケネディ氏を大隈講堂に迎えての公開討論会の場なので、決して「礼を失した」内容や行動はとらないということです。

一つ目の「事実をならべて、道理を説く」という姿勢は貫くことができました。質問状の原稿を印刷会社に持ちこんだ時、5,000円の予算しかないので、5,000枚刷って下さいと頼みました。原稿に目を通した印刷会社の社長は、これはいい内容だ！印刷代はからないから必要な枚数だけ刷ってやると言ってくれました。ご厚意に甘えて3万枚刷ってもらいました。その公開質問状を当日の朝、都内の主要ターミナル駅や連絡の取れた大学構内で配布しました。

「言葉が人の心を動かし、人の心は世の中を動かす」ということをほんの少し実感することができた体験でした。

二つ目の「礼を失した」行動は決してとらないという点では、いささか反省する点もありました。なにせ3万枚の質問状を駅頭や主要大学の構内で配布したのですから、開会の3時間も前から大隈講堂前は人で埋まり、左翼学生や右翼学生は勝手に「アジ演説」やミニ集会を始めていました。R・ケネディ氏歓迎日本委員会の中曾根康弘委員長も地元群馬県から「青雲塾」のメンバーを200人程度動員したと後で聞きました。

右翼(?)も左翼も動員合戦をしたわけですから、会場内は開演前から騒然としていました。一番バッターに指名され壇上に招かれた私は、「沖縄の祖国復帰」を鋭くせまりました。会場内は「ケネディ、ゴーホーム!」「沖縄をすぐ返せ!」の怒号やヤジの応酬で大混乱となりましたが、最後は「都

の西北」の大合唱で「無事」に終わりました。

駐日大使だったライシャワー氏の回顧録によりますと、左翼学生が大量動員をかけ、公開質問状を準備しているとの警備当局の情報を入手していたので、開演直前まで出席中止を検討したようです。「敵に背中を見せるわけにはいかない」とR・ケネディ氏が決断し、大隈講堂に乗りこんできたのが事の真相のようです。文字通り「敵ながら天晴れ」と強く感じました。

6日間の訪日のあいだ、行き先々、会う人ごとに「沖縄返還」をせまられたことを大統領に直ぐに報告したと聞いています。それから10年後に沖縄の「祖国復帰」は実現しました。「戦場で失ったものを、テーブルの上での交渉で取り戻す」ことは極めて困難なこととされています。沖縄県民のねばり強い復帰運動と国民の返還運動が実現させたものでしょう。私も、いささかなりとも沖縄の祖国復帰のお役に立つことができたかと、誇りに思っています。自己宣伝になったことをお許し下さい。（後略）

米軍と自衛隊は憲法違反

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」

「国の交戦権は、これを認めない」(憲法第9条)

米占領軍補完軍隊と米占領軍でなく

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」(憲法前文)

現代の戦争は核戦争へ発展する危険の下にあり

日本国憲法は、「自衛戦争」含め戦争完全否定

日本国憲法は、ヒロシマ・ナガサキの痛苦の経験から、個別的と集団的自衛権という戦争を認めている国連憲章より高次の思想。基地条約終了こそ最も重要な「戦争をしないさせない」平和外交。戦争の火種をすべて摘み取り「安全生存を保持しようと決意」。「戦争」以外のあらゆる非暴力不服従の抵抗権も保障して。

「活用論」者は、属国「自衛」軍隊を解散し災害救助隊へ改編する正しい活用政策も不採用。

自民党の対米従属否定の「攻めら(主権侵害)されたらどうする」という土俵と「日本沖縄は77年間攻め込まれたまま」という正しい現状認識の土俵、「2つの土俵の戦い」を全く理解できず、「米日支配層の土俵」に思想的に屈服。憲法前文と9条「攻め(侵略)ず非戦、常備軍不保持で主権確保」を活用するのでなく、「死の商人」軍産複合体の利潤のための思想で米軍補助軍隊と米占領軍を使つての違憲の「自衛戦争」を「合憲」と強弁。

**「攻め込まれたまま(主権侵害され)70年」の日本沖縄
米侵略軍5万6千人、基地197。**

**首都の上空を、外国軍によって管制されている国が
どこにありますか!**

**5万6千の外国兵が自由勝手に、出入国が全く自由、
また、基地から日本国内へも出入り自由! コロナも
ノーチェック! 沖縄県でのコロナ感染は米兵からだった!
これらを「占領」状態といいます。**

**真の自衛は米軍撤退、米占領軍補助軍隊解散し、
27万4千を国際災害救助隊へ**

編集後記

「草の根ニュース」128号も沖縄県の「基地つき復帰返還」50年に発行されています。

又ウクライナ戦争という非常に危険な「核戦争」にすら発展しかねない戦争も継続中です。

9月の草の根運動運営委員会は、ZOOM会議として開かれました。127号で紹介した、反戦非戦の本の著者で草の根運動へ入会された、花岡さん、合田さんも参加され、さらに草の根の会員で軍隊を持たない国に学ぶ「コスタリカの会」の小倉さんも参加。活発な討論が行われました。10月14日金7時から10月度ZOOM運営委、10月20日木に朝10時から昼休みを挟んで5時まで、危機的状態にあるウクライナ戦争について、ZOOMシンポジウムを開くことを決めました。

本「草の根ニュース」128号は、米占領軍補完軍隊で違憲の「自衛」「隊」美化の風潮が格段に強まり、さらに基地条約5条に従って行動する(「米軍出動も認める」とまで公然と許容する著書まで出版されている情勢に対応して編集しました。それは、北海道長沼ナイキ訴訟への断乎たる正しい回答「福島判決」の特集連載の開始です。壊憲をたくらむ自公政権維新国民などの3分の2多数は参議院選挙で阻止できませんでした。「ウクライナ戦え戦え」だけでは米帝国主義と自公内閣のあと押しです。「停戦」を要求しない政策では、米帝国主義擁護と自公内閣の票を増やすだけで、来年地方選での敗北も招きます。今、ロシアの核兵器使用阻止活動を格段に強めるとともに、ロシ・ウク両国へ停戦を要求することへ方針を大きく野党が前進させることが強く求められます。これ以外に、核戦争阻止のウ政策はありません。

対米独立という民族の旗を下ろしてしまっは、そのような政治勢力に未来はありません。(H)

アメリカ合衆国司法長官 ロバート・ケネディ氏に問う

—日本青年学生の公開質問状—

あなたは米国政府の司法長官として、また米大統領の実弟として、その米政府内における実力は広く内外に認められております。

私たちが日本の青年学生は、アメリカ合衆国の建国の歴史を学び、その自由を尊び、独立を闘い取る崇高な精神にもふれるたびに、大きな感激を覚えるのであります。イギリス帝国の抑圧の植民地支配に対して、武器をもち立ち上がり、世界史に不朽の輝きを放っている独立宣言のもとに、独立をかちとった、アメリカ合衆国人民の闘いの伝統は、いまや、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの諸国人民に受けつがれ、巨大なほのおとなって、世界を焼きつくそうとしております。

しかるに、この自由と独立の輝かしい伝統をもつ、アメリカ合衆国が、今や、世界諸国民の自由と独立の闘いを抑圧する勢力の先頭に立っているのを禁じ得ません。そしてこれこそが、世界の緊張激化の根本原因になっているように思われます。

私たちが、日本の学生は、二十世紀の後半において、かつては世界人民の自由の旗手であった、アメリカ合衆国の政治の任にたずさわるあなたに対して、率直な疑問を提すると共に、再び、アメリカ合衆国が、自由独立の旗を、その手ににぎられることを心から望むものであります。早稲田大学において青年学生と親しく語られるこの機会に、私たちが日本の青年学生は、あなたに、以下の事項に関して質問し、あなたの率直な御回答を期待しています。

1、さる2月1日、琉球立法院は第19回定例議会の開会冒頭に、アメリカは沖縄の施政権を日本に返還すべきであるとの要請決議を満場一致で採決しました。この決議は、「アメリカの沖縄支配が明らかに国連憲章に違反する不法なものである」と、また第15回国連総会で採

択された“あらゆる形の植民地主義をすみやかにかつ無条件に中止させる”との植民地独立宣言にそむき、沖縄住民の意思に反して不当な支配がなされている」とのべています。沖縄百万の人民は、面積の半分以上を米国軍隊の軍事基地として取上げられ、日夜、はかりしれない物質的、精神的被害を受けています。沖縄県民はれっきとした日本の同胞であります。沖縄県民の苦痛は、私たち本土の学生にとっても耐えがたい苦痛であります。沖縄県民の祖国復帰の願いは、私たちすべての日本国民の願いであります。この一致した切実な要求に対しあなたはアメリカ政府を代表して率直に回答されたい。

2、昨年夏以来日本各地で在日米空軍機による事故が続発し、各地で多くの被害を出しています。例えば茨城県下においては米軍機が民家を砲撃した事件が最近起こりました。このような事件は、貴国軍隊が我が国を占領して以来、かず限りなく起こっています。このような事件が発生する原因は貴国の軍隊と軍事基地が日本に今なお在留するという不正常な状態にあると私たち青年学生は考えます。

なお米政府当局の発表によれば25メガトンの水爆2個を積んだB52爆撃機が日本に常時配置されているとのことです。ありますが、日本政府はこれを否定しています。この日米政府間のくい違いについてあなたの責任ある回答を求めます。また現在の世界にあって真に平和を保障し、戦争を防ぐ道は、軍備強化や軍事同盟締結にあるのではなく、世界の軍備を全廃し、軍事同盟を破棄し、この地球上から戦争の道具を一掃することが現在最も重要になってきているとわれわれは確信します。こ

のような意味から私たち日本の青年学生は、日米安保条約に断固として反対しましたし、現在でも、安保条約の破棄と、貴国軍隊の本国引上げを特に強く要求しています。さらにこの精神は、日本国憲法前文にも「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し」として、さらに第九条に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」として、成文化されています。この規定は、第二次世界大戦において、学業なかばにして「学徒出陣」を強制され死んでいった、日本の青年学生の血をもってあがなわれたものであります。私達青年学徒は、再び、「わだつみの悲劇」をくりかえさないつもりであります。憲法に規定された「戦力」は自国、他国を問わず、あらゆる「戦力」の存在を禁ずるものであり、日本自衛隊はもちろんのこと、アメリカ合衆国軍隊も含まれるものです。私たち日本の学生は、安保条約の破棄と貴国軍隊の本国引き上げによって、日本国憲法の、この平和的条項を完全に実現したいと考えております。

これを実現することによって日本の中立化と完全な独立が実現され、日本の平和と安全がはかれるし、世界の平和にも大きく貢献するとわれわれは考えますが、あなたはいかなる考えを持っておられますか。

3、新聞報道によりますと「アメリカ政府はアメリカ共産党とその同調団体を外国の手先として登録を強制するスミス・マッカーラン法の適用にふみきり、登録を拒否する者に対して1日1万ドルの罰金を課することを決定した」(10月24日付朝日新聞)といわれます。1776年、G・ワシントンをはじめとするアメリカの偉大な先覚者たちがイギリス植民地主義に反対し、血みどろの闘いを経て勝ち取ったアメリカの独立とその精神は何であったの

か。独立宣言ははっきりと述べています。「すべての人は平等であり、一定の譲ることのできない権利を有している。これらの権利の中には生命・自由および幸福の追求が含まれている。

いかなる政府でも以上の権利を破壊する場合には、人民はこれを改廃し、その安全と幸福とに適すると認められる主義を基礎として新しい政府を創立する完全な権利を持つ」と。独立宣言を引用するまでもなくスミス・マッカーラン法は合衆国憲法に違反していると考えざるをえません。なぜならば、連邦最高裁判所においてスミス・マッカーラン法は5対4のきわどい差で「合憲」の判決の下った、法律的にも多くの問題点、疑問点を持つ法律だからです。

アメリカ合衆国憲法修正第1条は「言論もしくは出版の自由、または人民の平穩に集会する権利および苦痛の救済を政府に対して請願する権利を縮減する法律を制定してはならない」と規定しています。アメリカ合衆国最高裁判所のダグラス判事は「当裁判所は、今日、結社による罪(団体へ加入する罪)を法的に是認して、なんら不法行為を犯していない個人を牢獄へ送ったのである。本日、伝統的解釈が破られたことはきわめて重大な事柄であり、それは、全体主義的理念を導入するものである」と述べ、さらに「本件において単なる信念を処罰したことは、修正第1条の従来理念を犠牲にして、全体主義的理念に代わらしめたものである」として反対しております。ダグラス判事のみならず、ブラック、ブレナン両判事、ウォーレン長官も最高裁判決に反対しています。さらに、マッカーラン法破棄の要求は、前コロンビア大学文学部教授ドロシー・ブルスター氏をはじめとしてアメリカの多数の知識人の要求になっていきます。このスミス・マッカーラン法によるアメリカ共産党の実質的な非合法化に対して、イギリスの知識人が結集して作った「アメリカの民主的権利を守る委員会」をはじめ世界各国の知識人、文化人、言論界から多くの批判があなたに集中しています。

あなたは司法長官としてこの問題の直接の、しかも最高責任者であります。

